

文教警察企業常任委員会会議録

平成29年4月26日

場 所 第3委員会室

平成29年 4 月 26 日 (水曜日)

午前10時 2 分開会

会議に付託された議案等

○教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査

○その他報告事項

- ・高鍋農業高等学校のスーパー・プロフェッショナル・ハイスクール (SPH) 指定について
- ・教職員の資質向上実行プラン (改訂版) について

・宮崎県美術品等取得基金事業により取得した美術品の初公開について

出席委員 (7 人)

委員 長	新 見 昌 安
副 委 員 長	野 崎 幸 士
委 員	徳 重 忠 夫
委 員	中 野 廣 明
委 員	横 田 照 夫
委 員	太 田 清 海
委 員	囷 師 博 規

欠席委員 (なし)

委員外議員 (なし)

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長	野 口 泰
警 務 部 長	新 島 健太郎
警務部参事官兼 首席監察官	中 川 正 純
生 活 安 全 部 長	戸 高 誠 一
刑 事 部 長	鬼 塚 博 美
交 通 部 長	廣 澤 康 介

警 備 部 長	谷 口 浩
警務部参事官兼 会 計 課 長	河 野 俊 一
警務部参事官兼 警 務 課 長	都 原 誠 一
生活安全部参事官兼 生活安全企画課長	橋 本 利 幸
総 務 課 長	重 山 勝 則
少 年 課 長	久留米 英 樹
生 活 環 境 課 長	宮 川 博 文
交 通 規 制 課 長	壹 岐 幸 啓
運 転 免 許 課 長	中 嶋 信 行

企業局

企 業 局 長	囷 師 雄 一
副 局 長 (総 括)	平 原 利 明
副 局 長 (技 術)	大 谷 睦 彦
技 監	新 穂 伸 一
総 務 課 長	松 田 広 一
経 営 企 画 監	新 穂 浩 一
工 務 課 長	喜 田 勝 彦
開 発 企 画 監	上 石 浩
電 気 課 長	森 本 誠 二
施 設 管 理 課 長	平 松 信 一
総 合 制 御 課 長	新 見 剛 介

教育委員会

教 育 長	四 本 孝
教 育 次 長 (総 括)	片 寄 元 道
教 育 次 長 (教育政策担当)	飯 干 賢
教 育 次 長 (教育振興担当)	西 田 幸 一 郎
参事兼総務課長	亀 澤 保 彦

財務福利課長	柚木崎 誠一郎
学校政策課長	吉田 郷 志
学校支援監	金子 文 雄
特別支援教育室長	川越 浩 司
教職員課長	黒木 健 一
生涯学習課長	後藤 克 文
スポーツ振興課長	古木 克 浩
国体・高校 総体準備室長	萩尾 英 司
文化財課長	谷口 武 範
人権同和教育室長	米村 公 俊
図書館長	金子 洋 士
美術館副館長	四位 久 光
総合博物館長	長友 重 俊
西都原考古博物館長	向井 大 蔵
埋蔵文化財 センター所長	菅付 和 樹

事務局職員出席者

議事課主査	沼口 恭一郎
議事課主任主事	井口 幸子

○新見委員長 ただいまから、文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。現在、お座りの仮席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。お手元に配付いたしました日程案のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 それでは、そのように決定いた

します。

次に、委員会の運営方法についてであります。執行部入れかえの際は、委員長会議確認事項のとおり、10分程度の休憩を設けることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 それでは、そのように決定いたします。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時3分休憩

午前10時5分再開

○新見委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私たち7名が文教警察企業常任委員会の委員になったところでございます。

私は、このたび委員長に選任されました宮崎市選出の新見でございます。どうかよろしくお願ひいたします。一言御挨拶をさせていただきたいと思ひます。

宮崎県警察本部の皆様方におかれましては、県民の安全・安心を確保するために、常日ごろより御尽力いただいております。特に、凶悪な犯罪等にもしっかりと対処するために御努力を重ねておられます。心より敬意を表しますとともに、感謝を申し上げる次第でございます。

特に、最近、昔では考えられなかったような犯罪等も発生してございまして、御苦勞も絶えないのではないかとと思ひますけれども、その分、県民の皆さん方の御期待も大きいものがあるのではないかとと思ひます。しっかりと応えていただきたいと思ひますし、私たちもともに努力していきたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、座って、委員の皆さんの紹介をし

たいと思います。

まず、私の隣が、宮崎市選出の野崎副委員長でございます。

次に、皆様方から向かって左側になりますけれども、都城市選出の徳重委員でございます。

東諸県郡選出の中野委員でございます。

宮崎市選出の横田委員でございます。

次に、向かって右側になりますが、延岡市選出の太田委員でございます。

児湯郡選出の凶師委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の井口主任主事でございます。

副書記の沼口主査でございます。

次に、本部長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○野口警察本部長 おはようございます。警察本部長の野口でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

新見委員長初め、委員の皆様方におかれましては、文教警察企業常任委員会委員としての御就任、まことにおめでとうございます。

また、かねてから、本県警察の運営に関しましては、深い御理解と御協力を賜っておりまして、心から感謝申し上げます。

さて、本県警察では、運営方針であります「県民の期待と信頼に応える強くしなやかな警察」の実現のため、県民の皆様が安全で安心して暮らせる宮崎を目指し、組織一丸となって努力してまいり所存でございます。

委員の皆様方におかれましても、今後とも、御指導、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、年度初めの常任委員会でございますので、執行部の職員に変更がありまして、私から執行部の紹介を行いました後、宮崎県警察の

組織について、それから、平成29年度歳出予算の概要等についての2項目につきまして、警務部長から報告をさせていただきます。

それでは、資料1をごらんいただければと思います。

執行部名簿は建制順となっておりますが、席次につきましては、部長を第一列に配置いたしますことから、名簿と席次順が異なりますので御了承いただければと思います。

警務部長の新島警視正でございます。

警務部参事官兼首席監察官の中川警視正でございます。

生活安全部長の戸高警視正でございます。

刑事部長の鬼塚警視正でございます。

交通部長の廣澤警視正でございます。

警備部長の谷口警視正でございます。

警務部参事官兼会計課長の河野警視でございます。

警務部参事官兼警務課長の都原警視でございます。

生活安全部参事官兼生活安全企画課長の橋本警視でございます。

総務課長の重山警視でございます。

少年課長の久留米警視でございます。

生活環境課長の宮川警視でございます。

交通規制課長の壹岐警視でございます。

運転免許課長の中嶋警視でございます。

以上が、本日出席の警察本部執行部のメンバーでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○新島警務部長 それでは、私のほうから、初めに、県警察の組織の概要について御説明申し上げます。座ったままで失礼させていただきます。

まず、県警察の組織でございますが、お手元に配付しております資料2、宮崎県警察の組織についてをごらんください。

県警察は、宮崎県公安委員会の管理のもと、警察本部に5部26課1所4隊を置くとともに、警察学校を附置し、さらに県内に13警察署を設置しております。

警察本部各部の業務の概要でございますが、警務部につきましては、広報、会計、人事、監察、教養及び福利厚生に関することなどを、生活安全部につきましては、犯罪の予防、地域警察、通信指令、少年の健全育成、サイバー犯罪や生活経済事犯等の捜査及び風俗営業、質屋営業等の許認可に関することなどを、刑事部につきましては、殺人、窃盗、詐欺等犯罪の捜査、暴力団、薬物、銃器の取り締まり等、組織犯罪対策及び犯罪鑑識・科学捜査に関することなどを、交通部につきましては、交通安全対策や交通規制、交通指導取り締まり、交通事故に係る犯罪の捜査及び運転免許に関することなどを、警備部につきましては、不法滞在等の警備犯罪の取り締まりや災害対策、警衛及び警護に関することなどを、それぞれ所掌事務としております。

また、警察署には、その下部機構としまして交番及び駐在所等171施設を設置し、県民の安全と平穩の確保に努めているところでございます。

次に、県警察職員の定員につきましては、平成29年4月1日現在、警察官2,034人、一般職員321人、合計2,355人であります。

なお、本年3月の組織改編におきまして、情報通信技術を悪用した犯罪に対する迅速かつ的確な対応と行政機関や中小企業への支援対策等を確立するため、生活安全部内にサイバー犯罪対策課を、テロや対日有害活動等に対しまして、

的確な治安対策を推進するため、警備部内に外事課をそれぞれ新設し、対処能力及び組織基盤を強化しております。

このほか、全国的に増加傾向にありますストーカー・DVを初めとする人身安全関連事案対策を強化するため、生活安全部、生活安全企画課内に人身安全対策室を新設するとともに、生活安全企画課及び警察署への増員配置、改正道路交通法の施行による高齢運転者対策に対応するため、交通部運転免許課への増員配置、新時代の刑事司法制度改革に的確に対応し、犯罪関連情報の収集、分析や捜査支援等を行うため、刑事部刑事企画課内に捜査支援室を新設、特殊詐欺被害の厳しい現状を踏まえ、取り締まりと予防の両面から、総合的な対策を強化するため、刑事部捜査第二課及び生活安全部生活安全企画課に専従員の増員配置を行うなど、県警察における喫緊の治安課題に的確に対応できる体制を確立し、県警察の運営方針であります「県民の期待と信頼に応える強くしなやかな警察」を構築する組織改編を実施したところであります。

続きまして、警察本部の平成29年度歳出予算の概要等につきまして御説明いたします。

県警察では、運営重点として、「事態対処事案への迅速・的確な対応」等の7項目を掲げておりますが、歳出予算では、この運営重点を柱とした各種施策を実行するための事業費と治安維持に必要な経費を措置しております。

それでは、お手元にお配りしております資料3、平成29年度歳出予算についてをごらんください。

最初に、資料の1の平成29年度歳出予算の概要について御説明いたします。

警察本部の平成29年度の歳出予算額は、恩給及び退職年金費を除きまして、282億7,090

万9,000円であります。

この予算額は、昨年度と比べますと、人件費につきましては、退職手当がふえたことなどにより、3億7,722万4,000円の増額、人件費以外の物件費につきましては、平成28年度に着工しましたえびの警察署の建設工事費が多額になることなどから、7億4,359万6,000円の増額となり、総額では、11億2,132万円の増額、率にしますと、対前年度比4.1%の増となっております。

次に、2の主な事業について御説明いたします。

なお、それぞれの事業名の頭に、㊦、㊧と表示しておりますが、㊦とは、平成29年度の新規事業、㊧は改善事業、すなわち既存事業に改善を加えた事業でございます。

その他、頭に何も表示していないものは既存の事業であります。

それでは、平成29年度の主な事業を順番に御説明いたしますので、次のページの資料をごらんください。

まず、資料3-1の「適正かつ効率的な検視業務に資するための資機材整備事業」であります。事業の目的につきましては、警察は、変死者または変死の疑いのある死体について死因を究明し、事件性を判断するため、死体の状況等を調べる検視を行っております。

検視は、各警察署の捜査員が実施しますが、犯罪死の見逃し防止を図るため、検視については、専門的知識と経験を有します警察本部の検視官が死体取り扱い現場に積極的に臨場しているところでもあります。しかしながら、例えば、串間警察署と高千穂警察署と同時に複数の死体取り扱い現場が発生した場合などには、検視官が全ての現場に臨場することができません。そこで、死体取り扱い現場の状況等を映像と音声

で検視官に送信するとともに、その状況等を受信した検視官が現場責任者に対して、具体的かつ的確な指示、指導と現場指揮を行うことにより、犯罪死の見逃し防止を図るものであります。

事業の概要としましては、死体取り扱い現場から検視官に動画撮影した映像や音声をリアルタイムに送信する検視支援システムを導入しまして、県内13警察署に送信用のタブレット端末を、警察本部に受信用のタブレット端末とノートパソコンを整備するものであります。

事業効果としまして、検視官が現場等の状況を正確に確認することができることから、複数の死体取り扱い現場が発生した場合には、臨場の優先順位を迅速に判断することが可能となります。また、検視官が死体取り扱い現場に臨場する途中においても、リアルタイムで現場の状況等を確認することができるのと同時に、現場に対して具体的な指揮をとることが可能となりますことから、適正な検視業務を推進することができるものと考えております。

続きまして、次のページの資料の3-2をごらんください。

「交通事故事件立証能力強化のための資機材整備事業」につきまして、御説明いたします。

事業の目的につきましては、ひき逃げ事件や重大交通事故などの裁判において、事故事件を疎明、立証するためには、綿密で科学的な事故捜査に基づく客観的な証拠の収集が必要であり、また、重大交通事故を引き起こす交通違反に対しては、厳正な取り締まりも必要であります。しかしながら、これらに必要となる資機材は、現在充足されているとは言えず、また、現存の資機材も作動不良や劣化が著しく、事故捜査、交通取り締まりに支障を来している現状であります。

そこで、事故捜査や交通取り締まりに必要な資機材のさらなる充実と現有資機材の減耗更新を図るものでございます。

事業の概要としましては、1つ目は、自動車のコンピューターのデータを読み取る故障診断装置の新規整備であります。

近年の自動車は、車両の制御に各種コンピューターを使用しており、交通事故車両からデータを読み取ることで、事故発生時の車両の速度、運転操作状況を客観的に確認できます。現在は、ディーラーにデータ読み取りを依頼しておりますが、時間経過とともにデータが失われるケースもありますことから、現場で速やかにデータを読み取ることができるよう、本装置を整備するものであります。

2つ目は、肉眼では判別できないタイヤ痕を撮影する持ち運びのできる赤外線撮影装置の新規整備であります。

歩行者被害のひき逃げ事件等では、着衣には肉眼では判別できないタイヤ痕が印象されているケースがあり、発生現場において、本装置を使用してタイヤ痕を解析することにより、早期の被疑車両の特定や絞り込みに大きな効果が期待できるほか、被疑車両のタイヤと着衣のタイヤ痕との異同識別を行う際の立証について担保することができることから、本装置を整備するものでございます。

このほか、交通事故の現場写真撮影用のデジタルカメラであります、書ききり型コンパクトカメラや過積載違反車両の取り締まりにおきまして、車両重量を測定する電子式車両重量測定装置を減耗更新するものでありまして、今後、年次計画で整備していくものであります。

事業効果としまして、これらの資機材の整備により、事故捜査や交通取り締まりにおきま

して有効な証拠が確保できますことから、適正な交通事件事故捜査や交通指導取り締まりを推進することができます。

続きまして、次のページの資料3-3をごらんください。

「年齢及び出身地推定法確立のためのDNA研究事業」について御説明いたします。

事業の目的につきましては、DNA型鑑定は、被疑者資料や犯罪現場等の遺留資料から個人を高い精度で選別する鑑定法でありまして、犯人を特定し、犯行状況を解明する捜査手段として欠くことのできない重要な役割を果たしております。

本県におきましても、DNA型鑑定は、最重要ツールとして犯罪の捜査に大きく貢献しておりますが、今後、さらにDNAに関する研究を進め、DNA解析から被疑者の年齢と出身地を推定する方法の確立を目指し、犯人像に迫る科学捜査の高度化を図るものであります。

事業の概要としましては、1つ目が年齢推定法の確立のための研究であります。

ヒトの血液からDNA解析を行い、年齢推定の研究を実施しまして、将来的には、事件容疑者や身元不明者等の年齢を推定し、捜査に活用するものであります。

これまで、宮崎大学農学部獣医学科との共同で、ウシのDNAを指標とした年齢推定法の基礎研究を行い、成果がありましたことから、本格的にヒトへの応用を目指して研究を行うものであります。

年齢推定法研究の概要であります。次のページの資料の上のほうの年齢推定法をごらんください。

資料中ほどにありますように、ヒトの第14染色体上から切り離され、丸型で細胞内に存在し

ます「s j T R E C」というDNAは、加齢とともに減少することがわかっております。これを指標として、年齢を推定する研究を行うものであります。

この研究により、年齢推定法が確立できれば、例えば、現場に残された犯人の血液のDNAを解析することにより、30代の男性であることを推定することが可能となります。

2つ目が、出身地推定法の確立のための研究であります。

ヒトのDNA解析を行い、地域性を分析することにより、将来的には、遺留されたDNAから事件容疑者や身元不明者等の出身地を推定し、捜査に活用するものであります。

研究対象は、男性にしかないY染色体上のDNAであり、父親から受け継いだ遺伝子の型を解析し、ヒトのルーツを研究するものであります。現在、世界的に地理的分布に偏りがあることが判明しておりますことから、宮崎県レベルの分布状況を調査・研究していくものであります。

出身地推定法研究の概要であります。先ほどの資料の下の方の出身地推定法をごらんください。

ヒトのDNAのY-S T R型を解析するとともに、出身地情報をあわせたデータを蓄積して、宮崎県レベルの分布状況を研究するものであります。

この研究により、出身地推定法が確立できれば、例えば、現場に残された犯人のDNAを解析することにより、県北出身者であることを推定することが可能となります。年齢推定、出身地推定とも警察職員から同意を得た上で、血液等のサンプルを収集し、DNAを抽出してデータの解析を行って研究してまいります。

事業効果としましては、現場に残されたDNAから、年齢や出身地を推定できれば、被疑者の早期検挙や事件解決につながるとともに、犯罪捜査に費やす人員、費用及び時間の効率化が図られます。

さらに、身元不明者が発見された場合においても、年齢と出身地が推定できれば、身元につながる重要な手がかりとなり、捜査活動に大いに役立ちます。

また、南海トラフ地震等の今後想定される大規模災害が発生した場合においても活用が期待されます。

今回、年齢や出身地推定に関する研究に関して、全国に先駆けて科学捜査の分野でいち早く取り組み、成果を上げることで、日本だけでなく、世界に宮崎県をアピールすることができるものと考えております。

続きまして、次のページの資料3-4をごらんください。

「南海トラフ地震等災害対策充実強化事業」につきまして御説明いたします。

事業の目的につきましては、近年、発生が予想されております南海トラフ地震等が発生した場合には、本県では甚大な被害が懸念されておりました。迅速な避難誘導や救出救助活動が要求されます。したがって、装備品の不備などにより、救出救助活動等の災害警備活動に支障をきたすことがないように、必要な装備資機材等を整備し、災害発生時の措置に万全を期すものであります。

事業の概要としましては、災害警備活動の主体となります機動隊や警察署に救出救助活動用の装備資機材を整備するものであります。

特に、昨年4月に発生しました熊本地震に際し、現地での諸活動を通じて必要性が認められ

たものとしまして、警察署等が倒壊した場合に、警察署の機能を補完するために使用する大型の避難・救護用テントや、倒壊した家屋等の救助現場において二次倒壊を防ぐマット型空気ジャッキ、さらには、災害で傾いた道路標識を復旧する道路標識起こし機など、各種装備資機材を整備します。

また、購入後10年が経過し老朽化した装備資機材や、出動等で使用頻度が高く、消耗の激しい装備資機材を年次計画で減耗更新するものがあります。

次に、大規模災害時において、警察本部や各警察署では、ヘリコプターテレビ映像が受信できるよう整備されておりますが、警察本部庁舎が被災して使用できない場合に、代替施設として指定されている警察学校及び機動隊においても受信できるように整備するものであります。

次に、災害が発生した場合には、警察本部及び警察署には警備本部が設置され、職員は被災情報の収集や救出救助活動等の災害対策に従事しますが、食糧の供給が確保できない中であっても、全職員が最低3日間は自活により活動することができるよう、必要となる非常食を購入するものであります。

このほか、災害発生時に現地実施本部において情報の共有や関係機関との連携等を図るため、小規模LANシステムを更新整備するものであります。

事業効果としまして、装備資機材等を整備することにより、迅速かつ効果的な救出救助活動が可能となり、円滑な災害警備活動が実施できることから、大規模災害から県民の生命と財産を守ることが可能となります。

最後に、次のページの資料の3-5をごらんください。

「交通安全施設整備事業費」につきまして御説明します。

事業の目的につきましては、交通事故が多発している道路など、特に、交通の安全を確保する必要がある道路において、総合的な計画のもとに交通安全施設の整備を図ることによって、交通環境の改善、交通事故の防止を図り、あわせて交通の円滑を図るものであります。

事業の概要としましては、最初に、交通管制及び信号機改良等整備費は、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則で定められた、交通量が多く、事故が多発している道路や、市街地における歩行者の事故が多い道路及び交通事故が多発するおそれがある道路等の指定された道路区間において、交通管制や信号機のLED化等の信号機改良、道路標識の整備等に係る経費であり、国庫補助対象事業であります。

次に、信号機新設・道路標識及び道路標示等整備費は、信号機の新設、道路標識及び道路標示等の整備に係る経費であり、県単独事業であります。

次の東九州自動車道延伸に伴う可変標識整備事業は、東九州自動車道の日南方面への延伸工事に伴い、可変標識を設置するための経費であり、国庫補助対象事業であります。

次の円滑化対策事業費は、国家公安委員会及び国土交通大臣が、交通渋滞を解消し、地域における交通の円滑化を図る必要がある場所として指定した対象地区に、信号機や道路標識等の設置を行うための経費であり、国庫補助対象事業であります。

次の交通安全施設の災害対策強化事業費は、主要幹線道路の信号機に、自動起動型電源付加装置を設置するための経費であり、県単独事業であります。

次のコンクリート製信号機柱の鋼管柱化は、現在はコンクリート製である信号柱を災害等に強い鋼製の鋼管柱に移行する事業であり、国庫補助対象事業であります。

以上が、事業の概要であります。これらの事業において、平成29年度は、信号機14基を新設するほか、信号制御機159基の更新やコンクリート製信号機柱の鋼管柱化100本、信号機のLED化50式等の整備を予定しております。

事業効果としましては、交通事故や交通渋滞の実態に即した交通安全施設を計画的に整備することで、交通事故の抑止と交通の円滑化が図られ、県民の生命の保護と交通環境の向上が図られるものであります。

以上であります。

○新見委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑はありませんか。

○凶師委員 説明がありました資料3-1についてお伺いしたいんですけども。この検視件数の推移、ここ二、三年の数を教えていただきたいのと、説明にもありましたが、検視業務が重なってしまうケースのために、今回、このような資機材を入れられるということなんです。実際、昨年何件ほど、そういう重なった検視業務があったのかを、まず教えてください。

○鬼塚刑事部長 まず、検視の取り扱い件数を申し上げます。

昨年、平成28年が1,330、平成27年が1,393、平成26年が1,391ということで、1,300件台でございます。

委員より御質問のありました、重複しての現場という関係で申しますと、重複してというデータはございませんが、結論として現場に臨場できなかった件数がございます。現場の臨場率は、昨年が89.5%、平成27年が84.8%、平成26

年が77.2%でございます。

○凶師委員 教えていただきたいんですが、臨場率が100%でないということは、検視官がその場に駆けつけることができない状態でもう検視が終わってしまった、御遺体が動かされてしまった率が残りのパーセントになるんでしょうか。

○鬼塚刑事部長 最終的に、検視官が現場に臨場しなかった数でございます。必ずしも全部、検視官が臨場しなければいけないものではなくて、明らかに臨場の必要性がないものについては、臨場しないこともございます。

○凶師委員 実は、この検視に関して、私の住んでいる地区でも昨年2件ほどありまして。一人は孤独死、もう一人はヒートショックでお風呂場で発見されたということで。この検視件数の推移を見ても、高どまりの傾向が続いているなということで、この検視業務を効率化するための資機材の導入は、もう何ら問題はないと思うんですが、この資機材が導入されることによって、タブレットとかノートパソコンの画像による検視官の判断で、実際、臨場しなくても検視作業が完了することが、今後、ふえてくると考えてよろしいんでしょうか。

○鬼塚刑事部長 基本的には、可能な限り検視官が現場に臨場したいという方針でございます。けれども、時間的な問題もありましてできない場合もございます。今回のシステムは、事件性があるのかなのかという早急な判断が求められる場合がございますので、電話程度のやりとりでは、なかなか判断しにくいものですから、一番リアルにわかる動画、映像を送ってもらうことで、臨場の順番を決めたりとか、また、事件性の判断を早急に行うと、こういう意味で、今回システムを導入するものでございます。

○凶師委員 今の説明でよくわかりました。今

まで臨場率が100%でないのは、現場に駆けつけられた警察官の方の電話とか、そういう情報のもとで、これは事件性がないと判断された場合に、検視官がもう現場に行かないことが、この10%前後の数になっているんだなというのがわかりました。今後も、効率的な検視作業が遂行されるように期待しております。

○中野委員 私は、警察業務というのは、いろんな事件もふくめて、一番大事なのは、いかに人命を守るかだと思っています。それで、資料3-4の中で、この救出救助活動用装備資機材、ヘリTV受信設備の整備。これは本部が壊れたときという説明だったんですが、今の県警ヘリコプターは、写真を撮って本部に送るシステムはなかったんですか。

○新島警務部長 現在の本部には、県警ヘリが飛んで撮影したものを受信する機能はもちろんございます。私の説明は、警察本部が大震災等によって、本部機能が失われた場合に、代替施設として、現在、指定されている警察学校にも整備するというところでございます。

○中野委員 あの本部が壊れるときは、宮崎県みんなが壊れるかなと思う。震度何で想定してるんですか。

○新島警務部長 相当規模の地震とか津波とかによって、県警の電源が落ちるとか、そういった場合に備えての、第2の場所でありますので、特定のこの震度以上で、と決めているわけではございません。

○中野委員 資料3-5の事業内容で、交通安全施設の災害対策強化事業、この説明で、渋滞映像を流してと説明がありましたよね。これ、渋滞映像を撮って流しても、そこに渋滞を解消する策がないと意味がないわけですよ。私は、前から、災害のときの渋滞解消をと言っている

けれど、それは無理ですという答えになっているわけです。この県単の交通安全施設の災害対策強化、ここで、渋滞映像を撮って、映像を流してと説明があったでしょう。

○壹岐交通規制課長 資料3-5の災害対策の交通関係につきましても、予算としては、基本的に、信号機が津波、停電等でやられたときに自起動発電と申しまして、停電になった場合に、自動で電気を自発しまして、それで信号を復旧させる事業の予算でございます。人員が限られている中での災害対策ということで、自分で復旧させる信号機を設置することとしております。

○中野委員 ヘリコプターで道路の渋滞状況を撮影したりと説明があったと思ったんですけど、まあ、なければいいです。

やっぱり、渋滞を逃がすことは、無理だという話だけれど、それで人が救われるんだったら、限りなく追及すべきだと私は思っています。

○太田委員 先ほど凶師委員が質問した件ですが、検視官は何名いらっしゃるんですか。各警察署にもいらっしゃるということなのか。

○鬼塚刑事部長 検視官は、警察本部の捜査一課におります。体制的に申しますと、検視官は4名でございまして、そのほか下に係員がおります。一当務2人で、3交代で24時間対応するようにしております。

○太田委員 検視官、専門的な分析をされる方だろうと思いますけれど、現場で、そういった変死体が出たときには、必ず嘱託医、病院の先生も来られますよね。来ないと死体の書類が書けないと思うんですけど。お医者さんも、これはおかしいなとかいう意見もあろうかと思うんですけど、その辺の検視官の方と、嘱託医ですかね、そういうお医者さんとのやりとりはどんなんでしょうか。

○鬼塚刑事部長 まず、検視官は、要件がございまして、10年以上捜査を経験していることと、警察大学校で法医学を専門的に勉強した、要は、検視に非常に知識、経験のある者が検視官として、今、活動しております。

委員のお話に嘱託医という御説明がございましたけれど、嘱託医ではなく、先生をお願いして来ていただく。かかりつけの先生が一番いいわけですが、なかなか夜間等で来られない場合には、別の先生をお願いすることもございます。現場に行った検視官、それと先生で死体を見まして、死因を特定する場合がございます。

○太田委員 わかりました。よろしいです。

○横田委員 今の事業で、事業期間が29年度から33年度、5カ年事業で、13警察署に送信用のタブレット端末を入れるということですが、1年で全て入れるわけにはいかないのですか。

○鬼塚刑事部長 この事業は、リース事業でございまして、一遍に台数を整備しまして、5カ年のリース契約でございます。

○太田委員 DNA研究事業です。これは、宮崎県をアピールできることですから、私も、こういうのができるという思いであります。血液から年齢を推定することは、本当に、科学的にできそうな予感がするんですが、出身地は、人口が入り乱れていて、地域性が、本当に確定できるのかなという思いもあって。相当なデータが集まらないと、大変な作業だろうと思いますけれど。この出身地がどうなんだということ自体の確定が先に必要だろうと思うんで、その辺の難しさもあろうかと思うんですが。お尋ねしたいと思います。

○鬼塚刑事部長 委員の御指摘のとおりでございまして、Y染色体というのが男性にしかない染色体で、父親とか、おじさんも含めて同じY

染色体を持っているわけでございます。

どれだけさかのぼれるのかは、まだわからないんですけど、おおむね、この地域の人だろうという推定はできるのではないかとということで、今回、行っていくわけでございます。3カ年で計画しますけれども、今後の研究で、どれだけ特定できるのかという問題がありまして。表でも、AとかGとか地域分けしてはいますけれど、実際はもっと広い範囲になるのか、狭い範囲になるのかも、今後の研究の進捗次第でございます。

○太田委員 ぜひ、挑戦していただいて、確立できるといいなという思いであります。頑張っていたきたいと思います。

○横田委員 資料3-4の南海トラフ関係です。この事業とは直接関係ないんですけど、東日本大震災でも、避難誘導とか、水門の締め方とか、ぎりぎりまで対応されて、結局、自分の命を失った警察官とか、消防団員がたくさんおられました。当然、警察官は士気が高い人ばかりだと思いますので、ぎりぎりまで、そういった作業をされるんじゃないかと思いますが、自分の命を守るための指導はどうされているのでしょうか。

○谷口警備部長 ただいまお尋ねの件なんですけど、現在、マニュアルをつくっております。誘導する警察官、規制する警察官、命は同じです。ということで、ある程度の避難が完了した時点で、住民と一緒に避難をするようになっており、指導もしております。

○横田委員 完了と言われましたが、どこまでを完了と考えるかって難しいと思うんです。でも、ぎりぎりまで危機が迫っていたら、自分の命を守りなさいと。やはり、最優先だと思うんですよね。そこあたりは、しっかりと徹底して

いただければと思います。

○中野委員 マニュアルはもうできているんじゃないんですか。つくっているという進行形になるんだけど。

○谷口警備部長 申しわけございません。つくっているとは、既にできているという意味でございました。

○中野委員 避難が完了してだったら、それは前と一緒にじゃないですか。津波が来る中、現場に立って誘導して亡くなったのが25人とかおるわけでね。次の機会に議論したいと思っていますけれど、そこをしっかりとよろしくお願いします。

○徳重委員 DNAの研究事業、県単でやられることになっているわけですが。東北震災を初めとして、その後、いろんな事件等も発生しているわけですから、これは、宮崎県が単独で云々ではなく、全国的な警察組織の中で、こういう方法でやっていくんだというのを早く確立されるべきだと思っています。各県警ともこの事業に対する考え方は、それぞれが計画を立てて研究していくということなんですか。全国的な組織の中で、こういうものはやっていくべきじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○鬼塚刑事部長 今回の研究でございますけれども、基本的には、それぞれの研究機関が独自で行うもので、今回は、本県独自の研究と考えております。警察庁は警察庁のほうで、また独自の研究を行っておるということで、現在のところ、連携をとっているわけではございません。

年齢推定で申しますと、そもそも担当する者がウシのDNAから年齢を推定する独自の研究に基づいて、今回、ヒトに応用できないかとやっている事業でございまして。ほかの人が全てできるものではないので、うちが先進的にやって

いる事業でございまして。

○徳重委員 宮崎はウシの生体からの研究をされているということですが、これは非常に大事なことで、それぞれの県警でいろんな取り組みをされている、そういう実例があるんですか。うちはウシでやっている、ほかは何かでやっているという実例があれば、教えてください。

○鬼塚刑事部長 京都府警が、年齢推定の研究をされているらしいんですけど、まだ発表はされておられません。

ちなみに、この年齢推定等につきましては、全国レベルで連携がなければ研究できないものではございませんので、本県の独自技術に基づきまして研究を行うものでございます。

○新見委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 ないようですので、以上をもって、警察本部を終わりたいと思います。執行部の皆さんは御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時54分休憩

午前10時58分再開

○新見委員長 委員会を再開いたします。

さきの臨時県議会におきまして、私たち7名が文教警察企業常任委員会の委員になったところでございます。

私は、このたび委員長に選任されました、宮崎市選出の新見でございます。どうかよろしくお願いいたします。一言、御挨拶を申し上げたいと存じます。

企業局の皆様におかれましては、県民福祉の増進、これを図るために日々御尽力をいただいているところでございますが、昨年度、皆様方

の地方振興積立金、これを財源として基金をつくっていただき、その基金を活用して多くの事業がつけられ、今年度も引き続き、新規事業がたくさんあるようでございます。

まさしく、宮崎における地域活性化の原動力の一つに、企業局がなっているのではないかと考えております。引き続き、県勢発展に御尽力をいただきますように、心からお願いを申し上げます。よろしく願いいたします。

次に、委員の紹介をいたします。

まず、私の隣が、宮崎市選出の野崎副委員長でございます。

次に、皆様方から向かって左側になりますけれども、都城市選出の徳重委員でございます。

東諸県郡選出の中野委員でございます。

宮崎市選出の横田委員でございます。

向かって右側になりますけれども、延岡市選出の太田委員でございます。

児湯郡選出の図師委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の井口主任主事でございます。

副書記の沼口主査でございます。

次に、企業局長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○図師企業局長 企業局長の図師でございます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

私ども企業局は、地方公営企業として、電気事業を中心に工業用水道事業、地域振興事業の3つの事業を行っております。これまでのところ、3事業とも順調に推移をしております。しかしながら、現在、国の電力システム改革が行われており、これが最終段階へと進んでおりまして、昨年4月からは、電気小売業参入の全面自由化が開始され、卸規制が撤廃されるなど、今後、企業局を取り巻く環境が大きく変化する

ことが予想されますことから、これに的確に対応していく必要があります。

私ども企業局の目的は、公共の福祉の増進でありますので、将来にわたってこの目的が達成できますよう、職員一丸となりまして、引き続き尽力してまいる所存であります。

委員の皆様には、どうぞ御指導、御支援を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

それでは、座って説明をさせていただきます。

まず、初めに、局本庁の幹部職員の紹介をさせていただきます。

お手元の委員会資料の1ページをお開きください。

幹部職員の名簿を記載しております。順に御挨拶をさせていただきます。

総括副局長の平原利明でございます。

技術副局長の大谷睦彦でございます。

技監の新穂伸一でございます。

総務課長の松田広一でございます。

経営企画監の新穂浩一でございます。

工務課長の喜田勝彦でございます。

開発企画監の上石浩でございます。

電気課長の森本誠二でございます。

施設管理課長の平松信一でございます。

総合制御課長の新見剛介でございます。

続きまして、総務課課長補佐の齊藤郁宏でございます。

工務課課長補佐の渦元誠朗でございます。

電気課課長補佐の田原充生でございます。

同じく電気課課長補佐の釘元英俊でございます。

施設管理課課長補佐の伊達明紀でございます。

同じく施設管理課課長補佐の日高誠でございます。

総合制御課課長補佐の楠見博でございます。

最後に、議会担当でございます。

総務課主幹の鬼川真治でございます。

同じく、主任主事の長友祥でございます。

それでは、委員会資料に基づきまして、所管事業の概要等を説明させていただきます。

2ページをお開きください。

I、企業局の組織の概要及び主な事務分掌でございます。

1の企業局の組織及び職員数ですが、平成29年度の組織体制につきましては、本庁5課1出先機関で、職員数は、私を含めまして117名、体制は記載のとおりでございます。

3ページをごらんください。

2の企業局の主な事務分掌でございます。説明は省略をさせていただきます。

4ページをお開きください。

事業概要について御説明をいたします。

冒頭申し上げましたように、企業局では電気事業、工業用水道事業、地域振興事業の3事業を実施しております。

まず、企業局の基幹事業であります、1の電気事業でございます。

(1)の水力発電事業につきまして、まず、①の沿革であります。本県においては、昭和13年に県営電気建設部として発足以来、全国有数の豊富な水資源の活用を県政の重要課題と位置づけまして、河川管理者の委託を受け、これまでに6つの河川総合開発事業を実施しており、これらの事業を通じて、電力の安定供給や下流域市町村の水害防止、かんがい用水確保による農業振興など、地域の発展に貢献してきております。

次に、②の事業の規模であります。現在、発電所は14カ所ありまして、その最大出力の合計は、15万9,055キロワットで、全国26の公営電

気事業者の中で3番目の規模であり、発電した電力は全て九州電力へ供給しております。

発電所の一覧につきましては、下の表のとおりでございます。全ての発電所は、企業局庁舎8階の総合制御課で集中監視制御を行っております。

5ページをごらんください。

③に、平成29年度当初予算における年間供給電力量等の見込みを示しております。年間供給電力量は、5億309万5,000キロワットアワーで、これは、県内の約46万世帯の3割に当たる約14万世帯の年間消費量に相当するものでありまして、電力料は47億780万円余としております。

次に、(2)の緑のダム造成事業であります。この事業は、安定的な電力の供給に資することを目的として、企業局が発電事業を行うダムの上流域を対象として、未植栽地を広葉樹を中心とした水源涵養機能の高い森林として整備するものであり、平成28年度から実施をしております。昨年度までに491ヘクタールを取得し、植林面積の累計は199.16ヘクタールとなっております。

次に、(3)の新エネルギーへの取り組みであります。

まず、①の小水力発電につきましては、未利用の水資源を有効活用するため、日南ダム直下に酒谷発電所を建設し、昨年10月より運転を開始しております。

次に、②のマイクロ水力発電設備につきましては、出力35キロワット祝子第二発電所のほか、小規模な発電設備の各種データを取得する目的で、平成25年度に日之影町と共同で、出力5キロワットの下小原発電所を建設し、発電状況等について3年間のデータ収集を行った後、平成29年3月、先月でございますが、発電設備を町へ

譲与したところであります。

また、平成26年6月に、西米良村と共同で自家消費用、出力1キロワットの川の駅百菜屋発電設備を建設し、データ収集を行っているところであります。

そのほか、③の太陽光発電設備につきましては、日向市の工業用水道施設・配水池に出力30キロワットの設備を、また、新富町の一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設、河川敷のゴルフ場でありますけれども、こちらにも出力90キロワットの設備を、さらに、北部管理事務所、綾第二発電所の2カ所にも、それぞれ出力20キロワットと50キロワットの設備を設置しているところであります。

6ページをお開きください。

2の工業用水道事業であります。

(1)の事業の概要であります。工業用水道事業は、日向市の細島工業団地に工業用水を供給する目的で、昭和39年10月から給水を開始しております。その給水能力は、日量12万5,000立方メートルとなっております。現在、旭化成株式会社など13社に給水を行っているところであります。

なお、工業用水道施設につきましても、発電所と同様に、企業局庁舎から監視制御を行っております。

(2)に、企業別の契約水量をお示ししておりますが、13社の契約水量の合計は、日量9万8,180立方メートルとなっております。

(3)の給水料金であります。基本料金は1立方メートル当たり10.4円で、これは、全国平均の22.52円と比べて低廉な料金となっております。

7ページをごらんください。

施設の概要を掲載しております。上のほうの

地図であります。左端の日向市東郷町の耳川から取水し、総延長9.3キロメートルの送水管を使いまして、耳川の細島工業団地の近くにある配水池に送水し、ここから各企業に工業用水を供給しております。

また、下の左側の写真は、日向市東郷町にある北部管理事務所の浄水場であり、右側の写真は、日向市亀崎地区にある配水池の写真であります。

8ページをお開きください。

3の地域振興事業であります。

(1)の事業の概要であります。地域振興事業は、地域振興と県民福祉の向上に寄与する目的で、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設として、一ツ瀬川の河川敷にゴルフコースを整備し、平成2年から営業しており、利用客数は平成28年度までに累計109万人を超えております。

(2)の施設の管理運営につきましては、平成18年度に指定管理者制度を導入いたしまして、現在は、一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターが指定管理者として管理運営を行っているところであります。

参考といたしまして、ゴルフ場の利用料金表をお示ししておりますが、ごらんのとおり、シニアやジュニアなど、年齢によって料金を設定しております。その下には、施設の概要を掲載しております。ゴルフコースはパブリックの18ホールとなっております。

9ページをごらんください。

施設の位置図といたしまして、3事業の主な施設を県の地図に落とし込んでおります。電気事業に係るものを青色の文字で表示しておりますが、県の北部を流れます祝子川に4カ所、県の中央部を流れます小丸川に2カ所、三財川

に2カ所、綾北川に3カ所、県の西部を流れます岩瀬川に2カ所、そして、先ほど御説明いたしましたとおり、県の南部に酒谷発電所が加わりまして、合計14カ所の発電所がございます。

これに、工業用水道に関係するものを緑色の文字で表示しておりますが、日向市東郷町に北部管理事務所、工業用水道浄水場がございます。

また、地域振興事業に関係するものを赤色の文字で表示しておりますが、新富町に一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設としてのゴルフ場がございます。

次に、10ページをお開きください。

3の平成29年度宮崎県公営企業会計当初予算であります。

1の予算のポイントにつきまして、大きく3点掲げてございます。

まず、1点目は、(1)電力システム改革への的確な対応であります。これは、将来的な発電のあり方を見据えた上での施設改修や設備投資など、電力システム改革に的確に対応し、健全経営を維持するものであります。

2点目は、(2)の計画的な設備投資による長寿命化対策であります。これは、老朽化した施設設備について、計画的に更新、改良を行うことにより、電力、工業用水の安定的な供給及び住民福祉の向上に寄与する取り組みを推進するものであります。

3点目は、(3)の地域貢献に資する取り組みの推進であります。これは、「産業経済の振興と県民福祉の増進」という局設置の理念に基づき、地域貢献に資する取り組みを推進するものであります。

なお、主な事業につきましては、後ほど御説明させていただきます。

次に、11ページをごらんください。

2の平成29年度宮崎県公営企業会計当初予算の概要であります。

(1)の電気事業であります。業務の予定量といたしましては、年間供給電力量5億309万5,000キロワットアワーを予定しております。事業収益から事業費を引いた収支残は、黒い太枠で囲んでいるところでありますが、1億1,031万8,000円としております。

(2)の工業用水道事業であります。業務の予定量といたしましては、給水事業者数13社、年間総給水量3,583万5,700立方メートルを予定しております。事業収益から事業費を引いた収支残は、1,189万8,000円としております。

(3)の地域振興事業であります。業務の予定量といたしましては、年間施設利用者数3万3,500人を予定しております。事業収益から事業費を引いた収支残は、103万円としております。

資料の12ページから17ページにつきましては、事業会計別の予算の内容であります。説明は省略をさせていただきます。

資料の18ページをお開きください。

3の主な重点事業であります。

まず、「渡川発電所大規模改良事業」であります。

(1)の事業の目的ですが、昭和30年の運転開始から60年を経過し、主要機器及び基礎部に老朽化が見られるため、最新の機器を導入するものであります。

(2)の事業の概要ですが、予算額は2億8,500万円余とし、事業期間は平成27年度から平成33年度までを予定しており、平成29年度につきましては、28年度に引き続き、取り付け道路工事と発電設備一括更新工事を進めるものであります。

(3)の事業効果ですが、最新機器の導入及び基礎部の改良により、発電所の総合的な運転信頼性が向上し、発生電力量が増加するとともに、固定価格買い取り制度の活用により、収入の増加も見込まれるものであります。

19ページをごらんください。

企業局地域貢献事業であります。

(1)の事業の目的ですが、地域貢献の取り組みを推進するため、公営企業会計における地方振興積立金を活用し、県営電気事業みやざき創生基金の原資として一般会計に繰り出すものであります。

(2)の事業の概要ですが、予算額は10億円とし、平成28年度から30年度までの3年間で30億円を支出する予定であります。

(3)の事業効果ですが、企業局設置の理念である「産業経済の振興と県民福祉の増進」が図られるとともに、地方創生の推進や地域活性化に資するものであります。

20ページをお開きください。

「緑のダム造成事業」であります。

(1)の事業の目的ですが、企業局の発電に関係するダム上流域の未植栽地等を取得し、水源涵養機能の高い山林として整備することにより、安定的な電力の供給に資するものであります。

(2)の事業の概要ですが、予算額は1億1,600万円余、平成18年度から37年度の20年間で対象山林の取得及び植林を行い、平成78年度までの間に下刈り等を実施するものであります。

(3)の事業効果ですが、山林の水源涵養機能向上により、発生電力量の増加はもとより、山林崩壊の防止や濁水の軽減等が期待される場所です。また、地元小学生等の植樹体験は、自然環境保護意識の啓発にもつながるも

のと考えております。

21ページをごらんください。

その他主要事業といたしまして、(1)小水力発電推進事業、7,199万1,000円、(2)綾第一発電所発電機自動制御装置更新工事、1億5,566万1,000円、(3)工業用水道施設装装置取りかえ工事、5,594万3,000円、庁舎改修工事実施設計業務、3,331万8,000円、企業局施設活用促進・PR事業、1,375万2,000円を計上しております。

参考といたしまして、知事部局等への経費支出予定額を記載しておりますが、先ほど御説明いたしました繰出金10億円のほか、多目的ダム管理費用等により、支出予定額の合計は23億2,700万円余としております。

また、最後に、22ページから27ページにかけましては、企業局の経営状況等をお示しするため、各事業の平成27年度決算における損益計算書及び貸借対照表をつけております。

説明は以上であります。私ども企業局といたしましては、経営の合理化と経費の節減に努め、引き続き、健全経営を維持しながら、公共の福祉の増進に寄与してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○新見委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑はないでしょうか。

○中野委員 これは要望でいいですが、22ページ以降に損益計算書が出ていますけれど、企業会計を見るのには、これが一番いいんですよ。予算書を見たってよくわからないしね。そこで要望ですけど、この負債の部と資本金の部の合計が出ていないんですよ。大体普通は出ていると。これに合計を入れてください。

それともう一つ。損益計算書、一般管理費の

人件費を括弧でもいいから、ぜひお願いします。

○太田委員 緑のダムの関係であります。これは、未植栽地の土地を取得すると思うんですが、ここを買いたいとか判断をされたときに、民有林だろうと思いますけれど、相手方の相続人がいっぱいおられたりとか、買収に当たっての難しさや問題点とか何かありますか。

○松田総務課長 委員のおっしゃるとおり、相続の問題とか、あるいは国調がまだ終了してなくて境界が未確定とか、そういったいろんな課題がございます。

○太田委員 ただ、順調にはいっているということでもいいですね。企業局として取得したいときに、どうにか順調にいらいますか。

○松田総務課長 18年度から開始しておりますが、現在のところ、目標の1,000ヘクタールの約半分の490ヘクタールで、順調に進んでおります。

○太田委員 もう一つ。この6ページの工業用水道事業。給水料金は、ここに参考で書いてありまして、よくわかりました。全国平均からすると、安くしてあげている意味では、利用している企業等にとってはありがたいことで、まさに地域貢献していると思います。そういう評価はいたします。

ただ、この基本料金をお互いに決める場合の基準、交渉事になるのか、将来ちょっと上げたいなというときにどうなのかとか。宮崎県としては、全国平均の半分ぐらいにしている考え方、基準はどう考えればいいんですか。

○新穂経営企画監 基本的には、公共料金ですので、総括原価をもとに考えております。かかる費用を使用量で割って単価を大体出しておるわけですがけれども。

宮崎県が安い理由といたしましては、河川水をそのままポンプアップして自然流下で流して

いることが大きくて、他県の工業用水道の場合は、ダムをつくって、その費用を負担して送っている。そのダムの建設費用がたくさんかかっている、そういう意味で高くなっております。

○太田委員 総括原価方式であれば、安くできるんだと、わかりました。

○徳重委員 緑のダム事業、造成事業ということで、今、説明があったわけですが、ほかに民間とか、ボランティア団体等で、例えば、どんぐりの森、1000年の森とか、毎年、いろいろとやっているんですが、ああいうのに対する支援はされていないんですか。

○松田総務課長 現在のところ、そういう団体への支援はございません。

○徳重委員 市町村がやっている事業にも、全く支援をされていないと理解していいんですか。

○松田総務課長 委員のおっしゃるとおりでございます。

○徳重委員 それから、新エネルギーへの取り組みで、小水力発電等々が前からずっと言われてきたと思うんですが、その後、この話が余り出てこないものですから、可能性のある箇所は、もうほとんどないと理解していいんですか。

○上石開発企画監 委員のおっしゃるとおり、可能性のある箇所は、確かに、どんどん少なくなってきているとは思いますが。

ただ、国の制度のFIT、固定価格買い取り制度で、料金を少し高目に設定されていますので、現在でも、県内にはまだかなりの未開地はあると思っております。

企業局といたしましては、酒谷に続きまして、引き続き、開発を進めていきたいと考えております。

○徳重委員 それから、太陽光発電についてお尋ねしたいと思うんですけれど。県は、3カ所、

4カ所、やっぺらっぺらなわけですが、これからは、新エネルギーということで、これは普及を図っていかなくちゃならないという考え方があるんですが、県としての太陽光に対する考え方。全国各地で、例えばゴルフ場なんかで、一遍に大きな施設をつくっていらっぺらるところが多いわけですが、県では、山間地でもそうで、できないところもあるんじゃないかなという気もするし、何とかこの太陽光を導入する考え方はないものか。

○上石開発企画監 太陽光につきましては、既に民間の方がかなり参入されています。それから、一般家庭もどんどん参入されてきています。企業局も当初、太陽光が出始めたころに4カ所ほど導入いたしましたけれども、現時点では企業局がもう参入しなくても、民間がどんどん参入していくということで、企業局といたしましては、民間の参入がなかなか厳しい水力のほうに傾注していきたいと考えております。

○徳重委員 18ページ、渡川発電所の大規模改良事業ということで予算が計上されておりますが。これで改良した場合、33年度には電力量がかなり増加するということですが、どれぐらいの発電量の増加と、価格の効果が出ると推定されているんですか。

○森本電気課長 渡川の更新でございます。水車を新しく見直しますので、水車の効率が上がります。大体、一般的には3%ぐらい効率が上がると考えております。あと、今の料金の換算単価が8円57銭です。これが、FIT料金になりますと14円になりますので、5円43銭アップになってくると。そうしますと、今現在、渡川発電所は4,000万キロワットアワーの発電をいたしておりますので、掛けますと、大体年間に2億円ぐらいの増収が見込めるのではないかと考

えておるところでございます。

○徳重委員 大変な増収になってくることを考えますと、もちろん、耐用年数があるかと思うんですが、効率が上がるような状況があるならば、やはり積極的に取り組んでいただきたいなど、期待するところです。よろしくお願いいたします。

○太田委員 4ページの電気事業のところ、各発電所の発電開始年月日を書いてありますけれど。以前、聞いたことはあるんですが、この委員会に久しぶりに来たもんですから、その後、どうかなと思って聞かせていただきます。昭和25年ぐらいにつくられたものが一番古いと思うんですね。本体、セメントの部分の耐用年数というのは、必ず、いずれ来るだろうと思えますけれど、その辺の問題が、近々出ることがないのかどうか。意外と、セメント、土台の耐用年数は長いんだよというのはあるかもしれませんが、その辺のことについて。もう一つ、堆積土砂についての対応はどうされているのかなと思って、土砂崩れで上流部分の砂が流れ込んで、容量を少なくしてしまう可能性もあるんだらうと思えますが、それをとる作業とかはあるのかどうか。

○喜田工務課長 1点目の御質問、コンクリートの劣化状況でございます。コンクリートの劣化と申しますと、中性化とかございますが、今のところ、企業局のダムの関係とかで、そういうふうに劣化が進んでいるものはございません。今後も、継続的に状態を監視しながら、進めてまいりたいと思っております。

あと、堆積土砂の状況でございますが。確かに、企業局の発電所、古いものは昭和20年代、30年代につくったものが多いので、堆積の土砂は進んでおります。私どもの発電所の専用のダム

は、知事部局が管理している多目的ダムのほかに、専用の小さいダムが3つございます。こちらのほうも、確かに堆積としては進んでおりますが、随時、状態を確認しながら、土砂を移動、貯水池内の移動とかで今は対応しているところでございます。

○太田委員 堆積土砂については、対応されているとお聞きしますけれど、濁りが出たりとかで、下流域のいろんな権利を持っている人たちへの問題もあるのかなと思って、その辺の問題もありますか、環境問題なり、漁業をされている、内水面漁業関係の人たちの関係とかもあるんでしょうか。

○喜田工務課長 堆積土砂が直接濁水に関係する部分は、ダムそれぞれによって、若干違いはございます。濁水につきましては、確かに、昨年も発生しております、小丸川水系、綾川水系でも、年間50日程度の濁水が発生しておりますので、今年度からできる限りその対策、運用方法の対策しかございませんが、改善はしていきたいと、試行的にいろんな方策を試してみたいと考えているところでございます。

○新見委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 ないようですので、以上をもって企業局を終了いたします。執行部の皆さん、大変御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時41分再開

○新見委員長 委員会を再開いたします。

さきの臨時県議会におきまして、私たち7名が文教警察企業常任委員会の委員ということで、選ばれたところでございます。

私は、このたび委員長に選任されました、宮崎市選出の新見でございます。どうかよろしくお願いいたします。一言、御挨拶を申し上げますと存じます。

教育委員会の皆様方におかれましては、常日ごろより、将来の宮崎を担って立つ子供たちの育成に御尽力をいただいております。敬意を表しますとともに、感謝を申し上げる次第でございます。

今言われております人口減少の中で、宮崎県内への人材の定着、これにも教育委員会として御尽力いただいておりますが、引き続き、山積する諸課題の解決等に向けて、私たちもしっかり尽力していきたいと思っておりますので、これから1年間、どうかよろしくお願いいたします。

次に、委員の紹介をしたいと思います。

私の隣が、宮崎市選出の野崎副委員長でございます。

次に、向かって左側になりますが、都城市選出の徳重委員でございます。

東諸県郡選出の中野委員でございます。

宮崎市選出の横田委員でございます。

向かって右側になりますけれども、延岡市選出の太田委員でございます。

児湯郡選出の図師委員でございます。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の井口主任主事でございます。

副書記の沼口主査でございます。

次に、教育長の御挨拶、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明をよろしくお願い申し上げます。

○四本教育長 教育長の四本でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様方には、かねてから、本県教育の振興のため、御指導、御支援を賜りまして、心から感謝を申し上げます。

平成29年度におきましても、本県教育のさらなる充実を図るために、誠心誠意努めてまいり所存であります。委員の皆様のご指導、御鞭撻を、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、この後は、座って説明をさせていただきます。

お手元の常任委員会資料を2枚めくっていただいて、1ページをお開きください。

まず、教育委員会事務局の幹部職員を紹介します。

教育次長（総括）の片寄元道でございます。

教育次長（教育政策担当）の飯干賢です。

教育次長（教育振興担当）の西田幸一郎です。

参事兼総務課長の亀澤保彦です。

財務福利課長の柚木崎誠一郎です。

学校政策課長の吉田郷志です。

学校支援監の金子文雄です。

特別支援教育室長の川越浩司です。

教職員課長の黒木健一です。

生涯学習課長の後藤克文です。

スポーツ振興課長の古木克浩です。

国体・高校総体準備室長の萩尾英司です。

文化財課長の谷口武範です。

人権同和教育室長の米村公俊です。

2ページになります。

県立図書館長の金子洋士です。

県立美術館副館長の四位久光です。

県総合博物館長の長友重俊です。

県立西都原考古博物館長の向井大蔵です。

県埋蔵文化財センター所長の菅付和樹です。

なお、課・室長補佐等につきましては、資料1ページ及び2ページの名簿の記載をもって紹介にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、3ページをお開きください。

現在5名の教育委員は、ここにごらんとおりであります。

続きまして、4ページであります。

第二次宮崎県教育振興基本計画であります。

本計画は、平成27年9月に県議会で議決いただきましたものであります。一番上の四角囲みにありますように、計画のスローガンとして、「未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり」を設定するとともに、その下の四角囲みにありますように、本計画を通して目指す具体的な人の姿を3つの「目指す県民像」として設定しております。

また、ページ下のほうに5つの四角囲みに示しておりますとおり、5つの施策目標を掲げ、目指す県民像の実現に向けて、今年度もしっかりと取り組んでまいります。

次に、5ページをごらんください。

教育委員会の平成29年度当初予算でございますが、表の下から5段目の太線で囲んであります合計の欄をごらんください。

一般会計の合計が1,085億3,647万2,000円であります。また、下から2段目の太線で囲んであります合計の欄でございます。特別会計の合計が、13億8,227万3,000円であります。総計は、一番下に記載しております、1,099億1,874万5,000円であります。

2つ右の欄ですが、これは、平成28年度当初予算額に対しまして、11億4,956万7,000円の増、率にしまして、対前年度比101.1%でございます。

続きまして、6ページです。

県教育委員会事務局の組織体制を示しております。

また、7ページから16ページまで、各課・室ごとの組織及び事務を記載しております。後ほどお目通しをいただければと思います。

なお、今年度の組織改正によりまして、国体・高校総体準備室を新設しております。

続きまして、17ページと18ページでございます。

資料を縦にして、あわせてごらんいただきたいと思っております。

先ほど御説明しました、第二次宮崎県教育振興基本計画の施策の体系に沿いまして、平成29年度の教育委員会の主な事業を示したものであります。

私からの説明は以上であります。引き続き、各課・室長から、19ページ以降に示しております主要事業について、さらに、その他の報告事項として、高鍋農業高等学校のスーパー・プロフェッショナル・ハイスクール指定、教職員の資質向上実行プラン(改訂版)、宮崎県美術品等取得基金事業により取得した美術品の初公開、以上3点について説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

○吉田学校政策課長 学校政策課でございます。よろしくお願いたします。

それでは、新規・主要事業について御説明します。

常任委員会資料の19ページをお開きください。

改善事業「学校の教育相談体制充実のための外部専門家活用事業」でございます。

事業の目的・背景であります。教育相談体制を支援するため、臨床心理士等の心の専門家であるスクールカウンセラーを公立学校に配置、派遣する体制を充実させることで、いじめや不登校等の問題の解決を図るとともに、学校だけでは解決困難な事案への迅速な対応を行うものであります。

事業の概要をごらんください。

予算額は、5,024万円であり、財源にあります

とおり、事業費の3分の1は国庫支出金を充てております。

事業期間は、平成29年度から平成31年度の3カ年です。

事業内容ですが、スクールカウンセラーの体制拡大では、まず、アにありますとおり、これまでスクールカウンセラーは、県立学校には配置されておりましたが、今回、初めて県立学校に4名配置します。

配置方法は、県内を4つのエリアに分け、それぞれに設けた拠点校に1名配置し、担当エリアの県立学校を巡回しながら、問題に対応します。

次に、イにありますとおり、中学校の配置校を79校から83校へ4校ふやします。

次に、スクールカウンセラーの資質向上ですが、情報交換や講義などの連絡協議会を実施します。

いじめ問題の解決に向けた支援チームの設置・派遣ですが、これは、学校だけでは解決困難ないじめ問題が発生した際、緊急支援チームを学校に派遣し、調査・検証、支援を行うものであります。

事業効果につきましては、ごらんのとおりです。

次に、20ページをお開きください。

新規事業「高校生の県内企業理解・職場定着推進事業」でございます。

事業の目的・背景であります。本県高校生の県内就職率は、2年連続全国最下位であり、若い世代をいかに地元に残すかが急務の課題であります。

そこで、商工観光労働部と一体となって、県内就職率の向上と職場定着を図るため、高校と産業関係団体等とのネットワークを強化し、県

内企業の魅力を理解してもらう取り組みを実施するものであります。

事業の概要をごらんください。

予算額は、2,592万4,000円です。財源にありますとおり、地方創生推進交付金を活用するものであります。

事業期間は、平成29年度の単年度であります。

事業内容ですが、企業と高校のネットワーク強化では、就職支援エリアコーディネーターを配置し、エリアネットワーク会議を開催するなど、高校と産業関係団体等とのつながりを一層強化してまいります。

次に、生徒と企業の出会いの場の提供であります。新たな取り組みとして、工業科の高校1、2年生を対象とした企業見学会を実施します。これは、工業科の県内就職率が低いことから、県内企業の魅力を早い段階で伝えるためであります。

次に、キャリア教育の支援であります。生徒の進路や専門性を生かすことができるインターンシップ等の取り組みを実施してまいります。

保護者に対する情報提供であります。新たな取り組みとして、保護者を対象とした企業見学会を実施するとともに、参加者以外の保護者にも体感した企業の魅力を伝えてまいります。

事業効果につきましては、ごらんとおおりです。

次に、21ページをお開きください。

改善事業「みやぎきの産業人財育成事業」でございます。

事業の目的・背景であります。県立高校の職業学科等の生徒が、将来、宮崎で自分の力を発揮したいという志を高めるため、他学科や他校、地域産業界と連携・協働して地域資源を活用した新たな商品開発などに取り組み、また生

徒の技術・技能、知識といった専門力を強化することで、産業人財を育成するものであります。

事業の概要であります。予算額は410万8,000円であり、財源は、全額一般財源であります。

事業期間は、平成29年度から平成31年度の3カ年であります。

事業内容ですが、専門分野の横断的研究により、地域課題の解決等に挑戦する取り組みでは、農業、工業、商業など、他の分野の視点も取り入れて研究できるよう、新たに地域別の合同研修会等を実施します。その後、成果を取りまとめた報告会を実施するとともに、イにありますとおり、その研究成果を踏まえ、新たな価値を見出した物づくりへと発展させるものであります。

次に、地域資源の活用を目指す取り組みであります。これまでも取り組んでおります地元の産業界と連携した商品開発や地域人材の活用を引き続き行ってまいります。

次に、高い専門力を備えた産業人財の育成であります。学校が設備などを持たないため、学校で指導できない最新設備等を生徒に見学や体験させることは、将来、働く上での知識として十分役立つものと考えております。

また、イにありますとおり、高齢者福祉施設での長期実習など、福祉課生徒の介護技術向上に向けた研究を行います。

先端技術等を身につけた指導者の育成であります。教職員を技術講習会などに参加させ、技術向上に努めてまいります。

事業効果につきましては、ごらんとおおりです。

次に、22ページをお開きください。

改善事業「定時制・通信制ひろがる夢支援事業」でございます。

事業の目的・背景であります。現在、不登校や登校しても教室に入れない経験をした生徒が増加傾向にあり、学習機会を提供する定時制・通信制高校の重要性がますます高まっております。本事業は、このようなさまざまな学習歴を持つ生徒に対し、自己肯定感を持たせ、基礎的な学力とコミュニケーション能力を育成し、社会的な自立を支援するものであります。

事業の概要であります。予算額は697万3,000円です。財源は、全額一般財源であります。

事業期間は、平成29年度から平成31年度の3カ年であります。

事業内容ですが、生徒生活体験発表大会及び文化・スポーツ交流支援では、定時制・通信制で学ぶ生徒が一堂に会する、生活体験発表大会等を実施し、生徒のコミュニケーション能力を高めるとともに、同じ環境で学ぶ生徒間の連帯感を深めます。

次に、生徒支援相談員の配置であります。生徒の心のケアや悩みの相談に当たる生徒支援相談員を定時制課程5校、通信制課程2校に1名ずつ配置いたします。

次に、通信制学習支援センターの運営であります。通信制高校の設置されていない県西地区において、通信教材で自学自習の滞りがちな生徒に対し、学習指導員が学習支援を行う取り組みであります。

今回、新たな取り組みとしまして、職業観を広げる取り組みであります。生徒の進路実現に向けて、定時制・通信制を卒業した経営者等による講演会等を実施します。

事業効果につきましては、ごらんとおりです。

次に、23ページをお開きください。

新規事業「県立学校を拠点とした芸術文化体

験プログラム事業」であります。

事業の目的・背景ですが、教育委員会で昭和42年から、青少年の芸術劇場という、児童生徒にすぐれた文化芸術を体験させる芸術鑑賞事業を実施してまいりました。これに、近年は、東京オリンピック・パラリンピックを視野に入れた文化庁の芸術鑑賞事業が拡大傾向にありまして、また、県立芸術劇場の取り組みなども含めて、小・中学生を対象とした鑑賞事業が大変充実してきております。

その反面、高校生等を対象とした取り組みが少ないことから、小・中学校において行われてきた文化芸術の体験をつなぐものとして、そこに挙げておりますとおり、県立学校を拠点として実施するハイレベルな芸術文化体験プログラムを計画いたしました。

事業の概要をごらんください。

予算額は、418万円です。財源は、全額一般財源であります。

事業期間は、平成29年度から平成31年度の3カ年であります。

事業内容についてですが、この事業は、「プロフェッショナル・コンサート」と「日本のこころに親しむ」の2つを計画しております。それぞれ1つの出演団体を選定して、1週間の公演期間で4公演ずつを実施していくものであります。

プロフェッショナル・コンサートであります。日本音楽を含む各種音楽や舞台芸術で、我が国を代表する出演者による少人数編成の音楽公演及び舞台公演を実施します。

日本のこころに親しむであります。狂言などの古典芸能につきまして、人間国宝などの出演者による舞台公演を実施いたします。

事業効果についてであります。生徒が本物

の芸術文化に触れること、レベルの高い芸術文化に触れることで、社会を生き抜く基盤となる豊かな心を育むということが期待できる。(2)にありますように、高度な芸術の鑑賞やワークショップ等を通して、生徒が自分自身のあり方を考える機会にできる。それから、(3)近隣中学校や地域住民の参加を通じて、県立学校と地域社会との一体感が醸成され、相互理解や協働に向けたさまざまな活動につなげることができると考えております。

○新見委員長 暫時休憩いたします。

正午休憩

午後0時1分再開

○新見委員長 委員会を再開いたします。

○川越特別支援教育室長 特別支援教育室でございます。特別支援教育室の当初予算につきまして御説明いたします。

24ページをごらんください。

「県立特別支援学校整備事業」であります。

まず、事業の目的・背景であります。特別支援学校におきましては、児童生徒の増加や障がいの程度の重度・重複化、多様化による教室不足やスクールバスの長時間通学が喫緊の課題となっております。それに対応するため、新たに教室やスクールバスの整備を行うことにより、児童生徒への負担軽減を図ることを目的としております。

次に、事業の概要ですが、予算額は3,420万9,000円で、全額一般財源であります。

事業期間につきましては、平成29年度となっております。

事業内容につきましては、まず、教室整備としまして、教室不足が特に顕著な都城きりしま支援学校と日向ひまわり支援学校に、新たに軽

量鉄骨構造の教室を整備いたします。

平成29年度に調査・設計委託を行い、本格的な工事につきましては、平成30年度に行う予定です。

次に、スクールバスの増便につきましては、長時間通学が課題となっております日南くろしお支援学校に中型バスを1台増便し、現在の1台体制から、串間市からの直行便と日南市内便の2台体制にして、通学時間の短縮を図ります。

そして、児童生徒の急増でバスが不足しておりますみなみのかぜ支援学校には、登校用の大型バスを増便し、児童生徒の増加への対応を図ります。

事業効果につきましては、まず、教室がふえることによりまして、間仕切り等で対応している現状を改善することができ、ゆとりのある環境で児童生徒が安心して学習に取り組むことができるようになります。

また、日南くろしお支援学校におきましては、串間市からの直行便の運行により、長時間通学が解消され、また、みなみのかぜ支援学校では、児童生徒の増加への対応が可能となり、児童生徒の通学の負担軽減を図ることができます。

以上でございます。

○後藤生涯学習課長 資料の25ページをごらんください。

改善事業「「日本一の読書県」を目指した総合推進事業」であります。

本事業は、28年度から実施しておりますが、より充実した取り組みとなるように再構築いたしました。

まず、事業の目的・背景であります。県立図書館や学校、家庭、地域等との連携により、子供から大人まで、生涯にわたって読書に親しむ環境づくりを推進し、日本一の読書県を目指

すものであります。

事業の概要をごらんください。

予算額は、2,240万4,000円であり、財源は、全額一般財源であります。

事業期間は、平成29年度から31年度までの3カ年であります。

事業内容につきましては、啓発に関する事業では、新たな取り組みとして、県民からアイデアを募り、県民が主体となる提案型モデル事業を実施いたします。

高校生ビブリオバトルなどのこれまでの取り組みとあわせ、県民の読書活動に対する機運の醸成を図ってまいります。

人財育成に関する事業では、新たな取り組みとして、障がい者や高齢者、妊婦の方など、多様な県民のニーズに応じるため、図書館職員等を対象にしたサービス向上研修を実施いたします。

環境整備に関する事業では、これからの学校図書館には、探求型学習への支援など、高い専門性を持つ学校司書が求められますことから、新たな取り組みとして、県立学校に学校司書エリアコーディネーターを6名配置し、読書環境の整備充実を図ってまいります。

事業効果につきましては、多角的な啓発を行うことにより、県民の読書に対する機運の醸成が図られる。多様な研修等の実施により、専門的な知識を有した人財を育成することで、学校や地域での読書活動推進が図られる。新図書流通システム継続運用により、県民のニーズに即応した貸し出しが可能になるとともに、県立図書館を利用することが困難な市町村における読書環境等が向上し、より多くの県民が読書に親しむ環境の整備充実が図られると考えております。

次に、26ページをお願いいたします。

改善事業「ワクワクアート アーティストがやってきた！事業」であります。

事業の目的・背景であります。県民が文化芸術に親しむ機会のより一層の充実や、アートを通じた地域活性化を図るため、注目度が高く、幅広い年代の方々に共感を得る表現やワークショップ的な活動にも取り組める気鋭の美術作家をお招きし、学校、公共施設、商店街等を拠点として、児童生徒や保護者を含む地域内外の人とともに、創作活動を行うものであります。

事業の概要をごらんください。

予算額は、451万円であり、財源は、全額一般財源であります。

事業期間は、平成29年度から平成31年度までの3カ年であります。

事業内容につきましては、学校など、児童生徒が参加しやすい場所を会場とし、子供から大人まで地域内外の人を巻き込みながら、作家と創作活動を行います。完成作品は、地域に長く残しまして、地域の活性化につながる文化的資源として活用します。

また、作家の講演会等を県立美術館で実施するなど、地域と県立美術館とが、相互に行き交う人の流れをつくってまいります。

事業効果につきましては、地域住民が文化芸術をより身近なものとして実感できるとともに、地域の文化活動の拡充を図ることができる。活動内容や地域の魅力を広く情報発信することで、新たな文化資源を活用した地域振興につなげることができると考えております。

以上でございます。

○古木スポーツ振興課長 資料の27ページをごらんください。

改善事業「女性アスリート強化対策事業」で

ございます。

事業の目的・背景でございますが、2巡目国体を見据え、女性アスリートの競技力向上を図るため、ふるさと選手や有望選手に対する遠征費等の支援を初め、大会参加に当たっての課題解決のためのサポートなどを行うものであります。

事業の概要でございますが、予算額は573万2,000円を計上しており、財源は、全額一般財源でございます。

事業期間は、平成29年度から3カ年としております。

事業内容は、女性選手強化支援の促進では、ふるさと選手への支援や県内高校有望選手への支援を初め、国体新種目に係る強化費の支援等を行います。

サポート体制の充実においては、大会や遠征等に参加しやすくなるための保育士の派遣等を行います。

事業効果につきましては、ふるさと選手への支援を強化することによって、成年女子の競技力向上、県内高校有望選手への支援拡充を行うことにより、少年女子の競技力向上等の期待ができると考えております。そして、女性アスリートのサポート体制を充実することによって、女性が大会遠征等に参加しやすい環境を整えることを狙いとしております。

続きまして、28ページをごらんください。

改善事業「めざせ全国制覇！甲子園優勝サポート強化事業」でございます。

事業の目的・背景でございますが、県民の悲願であります甲子園優勝を目指し、引き続き、チームサポートを行うとともに、選手の育成・強化を充実させるものでございます。

事業の概要でございますが、予算額は437

万7,000円を計上しており、財源は、県営電気事業みやざき創生基金で、事業期間は、平成29年度から3カ年としております。

事業内容は、チームサポート強化事業では、秋季大会県予選ベスト4のチームに対して、メンタルコーチ、トレーナー、栄養士等を活用した総合的なチームサポートを行います。

パフォーマンスアップ支援事業では、チームの中心投手や中軸打者を育成するため、国内の最先端研究設備を活用して、科学的な身体能力測定や動作分析等を行います。

県中学生選抜チーム支援事業では、県中学生選抜チームの全国大会出場への支援を行います。

事業効果につきましては、野球技術のレベルアップはもちろんですが、メンタル、メディカル、栄養面の総合的なサポートを充実させることによって、全国的規模、甲子園での好成績が期待できるところでございます。

もう一つ、甲子園優勝を目指した取り組みにおきましては、次代を担います子供たち、宮崎県球児の夢を抱かせるとともに、県民に感動や活力、勇気や夢を与えることができると考えております。

以上でございます。

○谷口文化財課長 文化財課でございます。

資料の29ページをごらんください。

新規事業「ひなた文化資源創出事業（文化財を活用した地域づくり）」でございます。

初めに、事業の目的・背景であります。県内の各地域にあるさまざまな文化財と観光資源をつなぎ合わせ、地域の歴史や文化を表現した魅力的なストーリーをつくり、文化庁が認定する日本遺産を目指します。そして、作成したストーリーを東京オリンピック・パラリンピックなどに向け、情報を発信し、県内への観光客の

誘導を図ります。また、ストーリーを作成するときに、新たに掘り起こされた文化財の調査や評価を行いまして、さらなる文化財の保護・啓発につなげます。

次に、事業の概要をごらんください。

予算額は、339万6,000円、財源は、全額県営電気事業みやざき創生基金となっております。

事業期間は、平成29年度であります。

事業内容であります。まず、ストーリーの検討・作成につきましては、県と市町村の文化財や観光、地域振興担当課と連携して進めてまいります。あわせて、文化庁調査官などを招聘しまして、ストーリーを構成する文化財の調査も行います。また、情報発信として、スマートフォンに対応したホームページの改良や誘導ナビゲーションの作成を行います。

事業効果につきましては、ストーリーの検討・作成を通して、地域の魅力や価値に対する地元住民の理解が深まり、郷土を誇りに思う機運を醸成することができますとともに、地域の特徴や特色を表現したストーリーを設定することによりまして、今まで知られていなかった地域の歴史や特徴などの情報をより効果的に発信し、観光客等の誘導を促すことにより、観光の振興や地域づくりに寄与することができるものと考えております。

また、県内各地域の新たな文化資源の掘り起こしにより、重要な文化財につきましては、指定の措置を図るなど、文化財の保護を推進できると考えております。

なお、この事業のイメージと日本遺産の概要につきましては、次の30ページをごらんください。

続きまして、31ページをお開きください。

「めざそう神楽の世界無形文化遺産！みやざ

きの民俗芸能活性化事業」でございます。

事業の目的・背景であります。神楽のユネスコ無形文化遺産の登録を目指して、調査研究や映像記録、情報発信を行うとともに、県外の国指定神楽保存団体との連携を進めます。

また、県内の民俗芸能の保存・継承のため、体験事業や継承者の育成・支援を行います。

次に、事業の概要をごらんください。

予算額は、1,159万6,000円、財源といたしましては、一般財源及び芸術文化振興基金助成金となっております。

事業期間は、平成28年度から平成32年度までであります。

事業内容ですが、まず、めざそう世界無形文化遺産！みやざきの神楽魅力発信事業につきましては、県内外の有識者で構成する神楽魅力発信委員会による調査研究を進め、基礎資料の蓄積を行います。

また、神楽の映像を県庁ホームページに公開し、県内外に本県の神楽の魅力を発信いたします。

さらに、県外の神楽団体との連携を進め、ユネスコ無形文化遺産の登録に向けた推進体制の構築を図ってまいります。

また、文化財伝承活動支援事業といたしましては、民俗芸能保存団体等が行う継承者の育成や用具整備等の支援を行いますとともに、文化財愛護少年団との交流活動や民家園を活用した民俗文化体験事業を実施いたします。

事業効果につきましては、神楽の映像を県庁ホームページに公開することで、神楽の価値が再認識されまして、保存・継承の促進及び神楽を支える県民意識の醸成が図られると考えております。

また、九州管内の国指定の神楽保存団体が連

携しまして、国内外に神楽の魅力をアピールすることで、ユネスコ無形文化遺産の登録に向けた推進体制の構築が図られるものと考えております。

さらに、民俗芸能の学びや体験を通しまして、県民が郷土の民俗文化に対する理解を深め、ふるさと宮崎への愛着や誇りを育むことができると考えております。

説明は以上です。

○新見委員長 暫時休憩いたします。

午後0時15分休憩

午後1時10分再開

○新見委員長 委員会を再開いたします。

その他の報告事項から、説明をお願いいたします。

○吉田学校政策課長 常任委員会資料の32ページをごらんください。

高鍋農業高等学校の平成29年度スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール指定についてであります。

このたび、平成29年度の文部科学省の事業であります、スーパー・プロフェッショナル・ハイスクールに、高鍋農業高等学校が本県初となる指定を受け、研究に取り組むことになりました。

事業の目的にありますように、同校は、社会の変化や産業の動向等に対応した高度な知識・技能を身につけ、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するために、先進的で卓越した取り組みを行う専門高校として指定を受け、実践研究を行うこととなります。

また、事業の概要をごらんください。

事業費は、1,000万円と記載しておりますが、正式には4月末に確定予定でありまして、全額

国庫負担となっております。

事業期間は、今年度から3年間でありまして、事業内容にありますように、同校は「新たな時代の変化に対応できる次世代農業経営者及び関連産業技術者の育成に関する研究」をテーマに、具体的には、枠組みにありますように、模擬会社の設置、新商品の開発、寮教育を役立てるなど、4つの柱立てに基づいて研究に取り組んでまいります。

なお、平成29年度は、全国から48校の応募があり、今回、新たに10校が指定を受けております。今後、これらの研究成果を、本県農業教育全体の活性化につなげていきたいと考えております。

○黒木教職員課長 資料の33ページをお願いいたします。

教職員の資質向上実行プラン（改訂版）についてであります。

1の改訂の趣旨についてであります。本プランは、第二次宮崎県教育振興基本計画の「魅力ある教育を支える体制や環境の整備・充実」の施策の一つとして位置づけてあります。「教職員の資質向上」を具現化するための実行プランであります。

今回、改訂する背景には、平成25年3月に策定されました現行のプランが、平成28年度までの計画であること、社会背景や本県の実態の変化、国の動向等を踏まえたものに改訂する必要があることなどがあります。

それでは、プランの全体像を説明いたします。

別冊の教職員の資質向上実行プラン（改訂版）の冊子をお願いいたします。

冊子の1ページをごらんください。

教職員の資質向上に係る社会情勢や本県の状況を背景に、重点課題Aから重点課題Gの7つ

の重点課題を設定いたしました。

また、2ページをごらんください。

それらの課題解決のために、第二次宮崎県教育振興基本計画の施策の内容1から4に合わせまして、一番右の列に示しておりますが、具体的な取り組みとして、全部で39項目を、今後4年間で取り組む内容として整理をいたしました。

具体的な取り組みの末尾に、[新]とありますのは、現行プランにはない新しい取り組みであるということ、[改]とありますのは、現行プランの取り組みを改善したという意味でございます。

本プラン作成におきましては、市町村教育長や校長会、PTAの各代表者や大学関係者、企業関係者等をメンバーとした関係機関意見聴取会議を2回ほど開催し、幅広い意見をプラン作成の参考といたしました。今回、4月の定例教育委員会で決議されたところでございます。

最後になりますが、冊子の巻末の17ページから19ページに実施工程表をつけております。各課・室等の役割分担を明確にするとともに、中長期的な見通しをもって計画的に実施をしたいと考えております。

以上であります。

○後藤生涯学習課長 資料の34ページをごらんください。

宮崎県美術品等取得基金事業により取得した美術品の初公開について報告いたします。

まず、経緯でございますが、平成27年12月に、美術品等取得基金条例が改正され、同基金を14年ぶりに活用して、平成29年3月に郷土作家の作品2点を購入いたしました。その作品が、現在、宮崎県立美術館において行われているコレクション展第1期で、国内外の有名作品等とともに初公開されております。

今回、初公開されております美術品が、資料にあります彫刻2作品でございます。

作家は、都城市出身の保田井智之氏で、組木を施したり、木とブロンズなどの異素材を組み合わせたたりする独特の造形スタイルで知られる彫刻家であります。

なお、今回のコレクション展でございますが、年4回の展示がえにより収蔵作品を紹介する展覧会の第一弾であり、瑛丸などの宮崎県を代表する作家やピカソ、ミロなど、国内外の著名な作家の作品も多数紹介しております。観覧は無料でございます。県立美術館の各展示室を会場に、7月9日、日曜日まで開催されます。

また、今回のコレクション展のオープニング記念として、保田井智之氏の新収蔵作品を中心としたギャラリートークを、4月21日に開催いたしました。

報告は、以上でございます。

○新見委員長 執行部の説明が終わりました。

これから、質疑を受けたいと思います。

○中野委員 まず、教育長にお尋ねします。この資料の17、18ページの第二次宮崎県教育振興基本計画。これを見ると、英語力向上というのは2カ所出てくるんですよ。しかし、学力向上という言葉がどこにも出てこないのです。これは、どう解釈したらいいですか。

○四本教育長 直接、学力向上という言葉は出てきませんが、例えば、この中には、子どもの学びを高める“ひむか”の授業づくり推進事業であるとか、“確かな学力”を育む高校授業改革推進事業という名前でそれぞれ事業が入っております、その中身が学力向上ということで理解しております。

○中野委員 高等教育とは高校のことでしょうか。

○**四本教育長** 確かな学力を育むは、高校の話でございます。子どもの学びを高める“ひむか”の授業づくり推進事業は、主に小・中学校の話でございます。

○**中野委員** では、その中を突っ込んでいけば、学力向上につながる内容になっているという理解でいいですね。

○**四本教育長** そのとおりであります。

○**中野委員** 石川県とか、よそを見ると、前面に学力向上と出ていますよ。これは共通の意識として、やっぱり、どこかに入れるべきだと思っています。少しぐらい表に出してもいいんじゃないかなと思っていますから、ぜひ、検討してください。

それと、日本一読書県については、3カ所に出てきている。読書はいいことだと思うんです。しかし、これは個人差があって、読書しなさいと言われたからといってなかなかする話じゃない。

それから、今、図書館とかの貸し出しをみると、延べの数でしょう。借りる人は、大体限られてるんじゃないかなと思うんですよ。だから、読書県を目指すのだったら、やっぱり小学校、中学校あたりと区別して進めるべきで。これは図書館の事業だからこうなっているのかわかんないけれど、そういう違和感を受けます。

そして、小・中学生で読書していると、絶対に国語が強くなるはずなんです。だけど、全国テストを見ると、そんな結果が出ていないじゃないですか。もうちょっと、そこ辺も関連づけて。読書県だったら、小・中学校と一般を分けてやるべきだと思います。

また、今後、数字を出すときには、延べじゃなくて何人。同じ人が10回、20回借りているわけ。同じ人が1,000回借りていても、それは読書

県とは言わないので。読書県とは、人口の何割にするかとか、そういう分析をしてください。

それから、もう一つ。きょうの説明を聞いていて、これは全庁的に言える話だけれど、皆さんの説明は、自分で書いたか、係長か担当が書いたものを、恐らく棒読みしているのかなと思うんですよ。我々は、この説明資料を見ている。話すだけではわからないから資料を出している。要は、この資料を見ながら、追加して説明すればいいわけで。小学校、中学校のテストで、上半分は文章が書いてあって、その要約版をするような話と一緒に、もうちょっと合理的に、資料を見ながら説明するように。これは全庁的な話ですけど、ぜひ、それでやってください。

○**横田委員** 31ページの神楽の話で、事業効果の(1)に、「県内の神楽の価値が再認識され、保存・継承の促進及び神楽を支える県民意識の醸成が図られる。」と書いてあります。これはホームページのことなんでしょうけれど、例えば、同じような目的で民間団体の人が県内のあちらこちらの神楽を1カ所に集めて、みんなに見てもらおうと、そういう計画をされている団体があるんですが、例えば、そういった行事に対しての財政的な支援とかはできるんでしょうか。

○**谷口文化財課長** 神楽だけではなくて、民俗芸能全体で申し上げますと、神楽とか民俗芸能で使われている用具とか衣装とか、そういったものに対しての補修なり、整備するための補助金は、一部ですけども、助成しているところがあります。

それ以外に、神楽があるところには、いろいろと現地調査に行くとかしております。

○**横田委員** ということは、1カ所に集まってもらったときの旅費的なものは、ちょっと無理と

ということですか。

○谷口文化財課長 そうですね、集まってもらうことは、なかなか難しいんですけども。ただ、そのほかに、もう一つの事業として、九州民俗芸能大会というのがございまして、年に1回、九州各県持ち回りでやっております。そういうところで発表しませんかということで、発表の機会を設けたりとかはやっているところがあります。

○横田委員 もう一回、確認させてもらいますけれど。民間団体とかが、神楽を寄せてから、多くの県民に見てもらおうと、そういう事業をするときの神楽の舞手とかに対する旅費的なものの支給は難しいということですね。

○谷口文化財課長 申しわけありませんが、今のところ難しいです。

○太田委員 資料の23ページ、県立学校を拠点とした、芸術文化体験プログラム事業、これは新規事業でありますね。それで、これは県立学校が近隣の中学校や地域の方々という表現になっておりますが、私の体験で、中学校のブラスバンド部が地域の人に呼びかけて、音楽と劇をします所以说って、チラシを配ってこられたんです。中学生の人たちが自分で書いたビラを。それを見て、行ってあげようかなと思って、行ったら、本当におもしろくて。劇も素人っぽくて、音楽と一緒に、非常に感動的なやり方をしている。中学校ではこういうやり方をしているところがほかにもあるのかなと思ったんです。私は学校のそばにおるから、ブラスバンドの音が、日ごろから聞こえるんですよ、やかましいとは思いませんけれど。そういうお返しに、中学校が地域の人に呼びかけて、来てくださいますと言われて、行って見て本当によかったなと思いました。

そういう体験をしたもんですから、この⑩の事業として、県立学校が地域の方々に呼びかけるとありますので、学校がまた身近になってくるのかなと、それから、地域の人たちも喜ばれると思うんですね。

それで、これはコンサートとか、能・狂言とかもあるようですけれど。私が行った中学校の場合は、40人ぐらい地域の人が集まったから、視聴覚教室みたいな、音響効果が一応は考えてあるところだったからよかったんですが、高校でやる場合、そういう音響効果なりがある程度考えられたところはありますか。体育館とかでも、もちろんできるかもしれませんが、対応できるのかなと、その辺をお聞きしたいと思います。

○吉田学校政策課長 おっしゃるとおりであります。ただ、この事業は、全国のトップレベルのアーティストを呼んでするというので、実際、この募集もプロデュースができる、会場設営から、全ての音響装置の設定までできることに限って募集をしていますので、また、学校等と協議しながら、よりよい音響環境で聞けるようにできるものと思っております。

○太田委員 わかりました。音楽にうるさい人は、環境を厳しく言うもんですから、うまくできるのかなと思ったので。地域に喜ばれる学校になると思うので、ぜひ、頑張ってくださいと思います。

○徳重委員 22ページ、定時制・通信制ひろがる夢支援事業についてお尋ねしたいと思います。

生徒が増加の傾向にあるということですが、ここ二、三年における定時制・通信制の生徒数を教えていただけないでしょうか。

○吉田学校政策課長 少々お待ちください。

○新見委員長 調べてもらっている間に、ほか

の委員で質問があれば。

○徳重委員 その生徒数がどういう状況なのか、ふえてきているということではありますが、この中で不登校の生徒の場合は、それで通信制になったり、あるいは、定時制の場合は、職場に入っている人もかなりおるんじゃないかなと思うんですね。それで、事業主の協力も大事かなという気がするんですが、そこ辺の連携、事業主と学校、関係者との連携あるいは話し合い、そういったものがなされているのかどうか、それを聞いてみたかったのですが。

○吉田学校政策課長 事業主との連携につきましては、定時制・通信制振興会というものがありまして、そこの方々と連携をとることで、実際は、いろんな企業の方との連携、そしてインターンシップもさせていただいている状況であります。

○徳重委員 年に1回ではちょっとどうかなと思うんですが、年に何回かしている実績があるんですか。その中で、どういう話が出てきているのか、もし、わかっていたら教えてください。

○吉田学校政策課長 インターンシップ等の効果は、非常に高いものがあるんですが、ただ、生徒の実態としては、インターンシップに行つて、そのまま帰ってしまったりといった生徒もいるということで、企業の方もかなり神経を使っている状況にあります。十分協力をしていただいている体制にあります。

○新見委員長 先ほどの件については。

○吉田学校政策課長 過去3年間の定時制の充足率が手元にありまして、これを見ますと、泉ヶ丘、宮崎東を初め、全体的に充足率が若干低下している状況にあります。

○徳重委員 増加傾向にあると書いてあるんですが、これはどういう意味ですか。

○飯干教育次長(教育政策担当) もともと30年ぐらい前は、働いている人が通うのが定時制・通信制だったんですが、最近では、不登校の子たち、いわゆる年の若い子たちが、定時制・通信制に入ってきている率がふえてきているということで。その子たちは、昼間アルバイトをしながらやっている状況です。

全体の入学した定員がふえているということではなくて、例えば、通信制なんですけれども、宮崎東と延岡青朋を合わせて、1年生が684人、2年生が553人、3年生が451人と。これは、入ったときはほぼ同じなんです。定員は決まっていますので。ただ、順々やめていったりして、3年になれば減ってくるんですが。そのニーズは年々高まっていて、問題は、不登校の子たちの率がふえているという書き方になっております。

○新見委員長 よろしいですか。

○徳重委員 いいです。

○中野委員 この教職員の資質向上プラン、資質を上げるのは、本当に大事なことです。それで、改訂しましたという説明でしたが、これは、2年とか3年の期限があつて自動的に改訂したのか、それは関係なしに、内容がちょっと現状に合わないようになったから改訂したのか。

○黒木教職員課長 27年の9月に第二次宮崎県教育振興基本計画がつくられまして、その施策の一つとして、資質向上が位置づけられました。この教職員の資質向上実行プランは平成25年3月にできたんですが、これが平成28年度までのプランであつたということで、期限が来たので改訂したというのが一つであります。

それから、社会が変化した、そして、宮崎県の実態も変化した、それに合わせて改訂したということ等があります。

○中野委員 次の常任委員会のその他でいいので。これの具体的施策。いろいろと研修するとか、どうやって進めるのか、この説明資料を出してください。

私は、熊本の教員の人から、今、福井県は学力向上に熱い、全国で一番熱いのは福井県だって話を聞きました。やっぱり、こういう政策をいろいろやっているけれど、基本的には、学力ですよ、学力。そして、その上に、こういういろんな施策が来ると。45番目なのをどうやって上げるかと、教育委員会全体で議論して、熱くなって、ぜひ頑張ってください。

それから、いじめ対策の改正について、ニュースか何かで書いてあったんだけど、これ、次の常任委員会を出してください。

○新見委員長 2点、要望がございましたが、よろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

○凶師委員 27ページの女性アスリート強化対策事業を含めてなんですけど、この事業は2巡目国体を見据え、競技力向上を図るということがうたわれていて、事業内容の中にも、県内高校の有望選手への支援等がうたわれておるんです。現在、教育委員会では、高校生の競技力の向上のために、教員採用でスポーツ枠をとっていただいて、特に、競技者が少ない競技の指導者のために先生を順次採用していただいております。ウエートリフティングとかボートとか、採用されている競技について、効果が上がってきているのは、よく知られているところです。

特に、高鍋高校と妻高校は、ボートの指導者を入れていただいて、高鍋高校は全国大会で上位入賞者が出ている、それは女性ですね、いい傾向だとは思いますが。しかし、高鍋高校のボート部を視察に行きましたら、目の前に小丸川が

あって、そこで練習ができる環境にあるにもかかわらず、ボートを収納できる倉庫がないゆえに、わざわざ新富町まで行って、ボートの練習をせざる得ないと。学校が終わって、約1時間かけて自転車で新富まで行く、終わってまた1時間かけて帰ってくる、帰ってくる時には、女性生徒のために、男子生徒も一緒になって、自転車で集団で動くということで、帰りの時間が暗くなる、遅くなると、必ずしも練習環境はいいものではない、劣悪だと言ったほうがいいかもしれません。

ですので、こういう、強化対策をするのであれば、やはり、その練習環境も整えるべきで。まずは、小丸川が目の前にあるにもかかわらず、練習がそこでできないというものの改善を考えるべきではないかなと思うのが一つと。もう一つ、競技力向上の指導者で、アーチェリーに関しても、今年度から1名採用していただいて、延岡の星雲高校に配置いただいたんですが。聞くところによると、アーチェリーで入れたにもかかわらず、星雲高校での部活動の顧問は陸上部に充てられたと。アーチェリー部もできてはいないということで、何のために専門枠をとって採用いただいたのかと。これは、高校側の配慮が足りないのか、教育委員会側からの指導が足りてないのか、このあたりいかがでしょうか。

○古木スポーツ振興課長 まず、1点目についてでございますけれども、御指摘のとおりでございます。やはり競技力向上を図るには、人を配置して、プラスその環境を整えることが非常に大切でございます。

今のところ、各学校における練習環境についての支援は、なかなか具体的なものはないんですけれども。例えば、妻高校で、ボートの先生が入りまして、あそこも近くの川で練習するの

に、なかなか置く場所がないということで、いろいろと県にも要望がございました。私たちも現地に行きながら、何かいい方法がないかと相談していたところ、妻高校の場合は、たまたまOBの方々がそこにそういうものをつくってあげようかということで、県がしたわけではありませんけれども、そういった形で、いろいろと相談に乗りながら、いい形でやっていくというのが今の現状でございます。今後、2巡目に向けては、そういった環境整備にもできるだけ目を向けていきたいと考えております。

それと、2点目なんですが、アーチェリーについて、延岡星雲高校に配置をしております。新年度になりまして、私も校長先生と直接お話をさせていただきました。アーチェリーの指導者は宮崎県内でこの先生お一人ですので、将来的には、ぜひ、この先生をアーチェリーにということで、校長先生にもそこは了解をいただいています。なぜ延岡星雲なのかは、一つは、そこに経験者がもう既にいるということもあるし、アーチェリー協会も延岡地区が非常に、協力・連携ができるというところで、配置をさせていただきました。

校長先生にも理解をいただいておりますが、私が聞いている範囲では、一応、陸上部の顧問でことは置いておりますけれど、まだ、行ったばかりですので、生徒もいません。そういった中ですので、ことし、同好会を立ち上げる準備をしていくということです。まずは、陸上部の顧問で配置はして、アーチェリーの大会とか、そういったところに協力いただくような体制は、学校として整えていただいて、ことし、同好会で生徒を募集しながら、次年度以降で部活動にと。学校の事情もございまして、そういった形で整えていくことで確認しておりますので、

よろしくお願ひしたいと思います。

図師委員 いい御説明をいただいたと思っております。

今、説明にありましたとおり、アーチェリー競技は、県北の延岡を中心にするグループと、あと宮崎市と都城、県南を中心にするグループと2つありまして。協会側から、特に、県北だと常設のアーチェリーが打てる会場はないんですが、協力していただける弓道場があるということで、比較的環境としては整っているほうだと、だから、先生もぜひ県北に欲しいという流れで。また、今度、延岡のアーチェリー協会に入っている中学生が、星雲高校に入ったんですね。それも、2人入っているみたいで。ぜひ、同好会から早目の部活動への昇格と、せっかく専門で入れていただいた指導者を早目にそちらへ配置いただくように、御配慮いただければと思います。

○野崎副委員長 質問じゃないんですけど、特別支援学校の整備事業について。四本教育長、また、川越室長を中心に、教育委員の皆さん方から御尽力いただきまして、スクールバスの増大と教室不足の改善に努めていただき、本当に感謝申し上げます。保護者の方もすごく喜んでいらっしゃいますし、教員の方も非常に喜んでいらっしゃいます。

生まれつきハンディがある子供たちですので、一つでも、少しでも、そういった教育の環境が整うように、引き続き、御尽力いただければいいかなと思っています。これは、お礼と要望ということで、発言させていただきました。よろしくお願ひします。

○新見委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 ないようですので、以上をもつ

て、教育委員会を終了いたします。執行部の皆さんは、お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

午後1時42分休憩

午後1時44分再開

○新見委員長 委員会を再開いたします。

4月18日に行われました委員長会議の内容について、御報告をいたします。

委員長会議において、お手元に配付の委員長会議確認事項のとおり、委員会運営に当たっての留意事項等を確認いたしました。

時間の都合もありますので、主な事項についてのみ御説明をいたします。

まず、1ページをお開きください。

(5)の閉会中の常任委員会についてであります。

定例会と定例会の間に、原則として1回以上開催し、また、必要がある場合には、適宜委員会を開催するという内容であります。

次に、2ページをお開きください。

(7)の執行部への資料要求につきましては、委員から要求があった場合、委員長が委員会に諮った後、委員長から要求するという内容であります。

(8)の常任委員長報告の修正申し入れ及び署名についてであります。

本会議で報告する委員長報告について、委員会でその内容を委員長一任と決定した場合、各委員が修正等の申し入れを行う場合は、委員長へ直接行うこと、そして、報告の署名は、委員長のみが行うこととするものであります。

(9)のマスコミ取材につきましては、取材は原則として採決等委員協議を含めて記者席で行わせるという内容でありまして、委員会は採

決等も含め、原則公開となっております。

次に、3ページをお開きください。

(12)の調査等につきましては、ア、県内調査、イ、県外調査、ウ、国等への陳情と分れております。

まず、アの県内調査についてであります、4点ございます。

1点目は、県民との意見交換を活発に行うため、常任委員会の県内調査において、県民との意見交換を積極的に行うというものです。

2点目は、調査中の陳情・要望等については、事情聴取の性格を持つものであり、後日回答する旨等の約束はしないというものであります。

3点目は、委員会による調査でありますので、単独行動による発着はできる限り避けるというものであります。

4点目ではありますが、調査先は、原則として県内の状況把握を目的に選定されるものであります。県内での調査先の選定が困難であり、かつ県政の重要課題に関して特に必要がある場合には、日程及び予算の範囲内で隣県を調査できるというものであります。

4ページをお開きください。

(15)の委員会室におけるパソコン等の使用についてであります。詳細は10ページにありますので、後ほど御確認ください。

その他の事項につきましても、目を通していただきたいと思っております。

皆様には、確認事項等に基づき、委員会の運営が円滑に進むよう御協力をお願いいたします。

確認事項等について、何か御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 ないようですので、次に、今年度の委員会調査など、活動計画案については、

お手元に配付の資料のとおりであります。

活動計画(案)にありますとおり、県内調査を5月に、県外調査を8月に実施する予定ですが、日程の都合もありますので、調査先について、あらかじめ皆様から御意見を伺いたいと思います。

参考までに、お手元に資料として、平成29年度文教警察企業常任委員会県内調査調査先候補の概要、それと、常任委員会視察の実施状況(県内、県外)を配付しております。

調査先等について、何か御意見、御要望がありましたら、お出しいただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後1時48分休憩

午後1時54分再開

○新見委員長 委員会を再開いたします。

県内調査のまず日程、調査先等については、いろいろな御意見も出ましたが、出された意見を参考にしながら、正副委員長に御一任いただくということで御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

そのほか、何かありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 ほかに何もなければ、本日の委員会を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○新見委員長 それでは、以上をもって、本日の委員会を終了いたします。

午後1時55分閉会